

窓口でよくある お問い合わせについて お答えします

Q 70歳になったら病院代が1割負担になると聞いたのですが？

A 70歳になると、病院などで一部負担金の割合が所得などに応じて1割または、3割になります。

これは、誕生月の翌月1日から（1日生まれの方は、誕生日から）変更になります。

70歳になる誕生月（1日生まれの方は、誕生月の前月）の下旬ごろ、一部負担金の割合を記載した『高齢受給者証』を郵送します。病院などの窓口で保険証と一緒に提示してください。

Q 退職したので国民健康保険（国保）に加入しようと思いますが、国民健康保険税（国保税）はいくらぐらいですか？

A 国保税は、加入者の前年中（1月～12月）の所得金額や、加入する人数・年数によって異なります。

国保税の仮計算をご希望の場合は、前年中の所得金額が分かるもの（源泉徴収票や確定申告書の控えなど）をご準備のうえ、国保年金課の窓口にお越しいただくか、お電話にてお問い合わせください。

なお、会社などの健康保険に加入していた期間が2か月以上あれば、健康保険の任意継続も選べます（退職後20日以内の手続きが必要です）。加入手続きの前に国保税と任意継続の保険料を比較されることをお勧めします。

Q 口座振替の方法はどうしたらいいですか？

A お取引のある糸島市指定金融機関または糸島市収税課（ゆうちょ銀行を希望する場合）は同銀行に申し込みにて、備え付けの口座振替申込書をご提出ください。

口座振替の開始時期は、申し込み月の翌月末の納期分からになります。お手続きの時期によつては、すぐに口座振替にならない場合もありますので、ご注意ください。

Q 年金から国保税が引かれていました。どうしてでしょうか？

A 次の条件に当てはまる人は、年金天引きにより国保税を納付することになります。

①世帯主が国保の加入者で、かつ加入者全員が65歳～74歳であること。

②年金受給額が年額18万円以上で、1回に年金天引きされる介護保険料と国保税の合算額が、1回あたりの受給額の2分の1を超えないこと。ただし、複数の年金を受給している場合は、特別徴収対象となる優先順位の高い年金について判定される（主に老齢基礎年金

や厚生年金）。年金天引きは、納税（付）者の納付の利便性向上を図るために創設された制度です。ご理解をよろしくお願いいたします。

Q 私は後期高齢者医療制度に加入していますが、国保の納税通知書が届きました。なぜですか？

A 国保税の納税義務者は、世帯主です。なお、世帯主が会社などの健康保険や後期高齢者医療制度に加入している場合は、世帯主についての所得割額などは計算されません。

Q 限度額認定証って何ですか？

A 入院でも外来でも、保険証（70歳以上の人は保険証と高齢受給者証）と一緒に限度額認定証を病院の窓口で提示すると、保険診療分の支払いは自己負担限度額までで済みます。

一つの医療機関の窓口で支払う限度額は年齢や所得区分によつて違います。

限度額認定証は、70歳以上の住民税非課税世帯と70歳未満の全員が交付の対象です。※必要な人は申請してください。



問い合わせ

糸島市国保年金課
☎(332) 2071

いとしまエコライフのススメ ～今日からあなたもエコ達人～ No.12

ポイ捨てを、しないさせない心がけ

その「ポイ捨て」ちょっと待った

空き缶やタバコの吸い殻のポイ捨てが市内各地で見られます。

ポイ捨ては景観を乱すだけではなく、近隣の住民にとって多大な迷惑行為です。

外出時のごみは、持ち帰るか、決められたごみ箱などに捨てましょう。



清掃活動中の吉村理徳さん

ごみゼロ青春探検隊いとしま

吉村 理徳さん（前原北／68歳）



私がごみゼロ運動を始めて1年。丸田池公園や道にポイ捨てされているごみを、ほぼ毎日拾っています。また、前原小学校の子どもたちと「クリーン運動」や「あいさつ運動」も行っています。

マナーが悪い人のポイ捨てが無くならないことはとても悲しいことだと思います。一人ひとりがポイ捨てしないという意識を持ち、美しい糸島を守っていききたいですね。

ごみを分けて資源に

可燃ごみの量の変化

平成22年4月～平成23年3月	25,202トン
平成23年4月～平成24年3月	25,543トン
前年比	+1.4%

問い合わせ

糸島市生活環境課
☎(332) 2068
FAX(321) 1139

生活の豆知識

安易に名義を貸してはいけません

数年前に知人に頼まれて、自分名義でお金を借りたHさん。最初は、約束どおりお金を返してくれていましたが、しばらくすると返済が滞り始めたため、Hさんのもとへ督促状が届き始めました。その度に知人に電話をし、少しずつ返済をしてもらっていましたが、ついに電話をかけても知人と連絡が取れなくなってしまいました…。

相手が必ず返すからといっても、自分の名前でお金を借りているので、返済の責任は自分にあります。お金を使った知人が返済できないから、自分も返済できないという理由は通用しません。

友だちや、お世話になった人に頼まれた場合でも、安易に名前を貸すことは絶対にやめましょう。

まずは
ご相談を

問い合わせ

糸島市消費生活センター ☎(332) 2098 相談日時 月～金曜日（土・日・祝日を除く）9時～17時